

2022(令和4)年2月22日

第17回「竹島の日」記念特別展示

日韓の主張から考える竹島問題

知っておくべき竹島の真実④

日韓の中学生が竹島(独島) 問題で考えるべきこと



展示内容

- 竹島に対する日韓両国の主張
- 韓国の論拠を考える
- (1) 『三国史記』の于山国に含まれる
- (2) 于山島は鬱陵島から見える
- (3) 1696年日本に渡った安龍福の証言
- (4) 1695年鳥取藩が江戸幕府にした返答
- (5) 齋藤豊仙の『隠州視聴合紀』
- (6) 長久保赤水の『改正日本輿地路程全図』
- (7) 林子平の『三国通覧輿地路程全図』
- (8) 1877年太政官指令と「磯竹島略図」
- (9) 大韓帝国「勅令第四十一号」の石島
- (10) 1905年竹島は無主の地とされた

開催期間 令和4年1月12日(水)～3月28日(月)

場所 竹島資料室

開室時間 午前9時～午後5時

休室日 火曜日

はじめに

竹島問題は、1952年1月に韓国の李承晩大統領が「海洋主権宣言」を行い、「李承晩ライン」を設定し、ライン内に竹島を取り込んだことに端を発します。

李承晩ラインが設定されてから、今年で70年が経過しました。

これまで、日本は国際法にのっとり、平和的な問題の解決を求め、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案してきました。日本政府は、竹島は日本固有の領土であると主張していますが、韓国政府は、独自の論拠に基づいて竹島は自国の領土だと主張し、竹島をめぐる両国の主張は平行線をたどったままです。

今回の特別展示では、第5期島根県竹島問題研究会の下條正男座長が次代を担う若い世代に向けて執筆された「日韓の中学生が竹島（独島）問題で考えるべきこと」（ハーベスト出版）をもとに、竹島の領有権に関する韓国の代表的な論拠を取り上げ、日韓両国の主張から竹島問題について考えます。

日本と韓国の主張

日本と韓国の間では竹島問題に対する姿勢と考え方が異なります。

日本の主張

竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土です。

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。

日本政府は、1905年1月28日、竹島は他国の占領の形跡がなく、国際法上の占領の事実が認められることから日本の領土として編入しました。

韓国の主張

独島は、歴史的にも、地理的にも、国際法上も明白な大韓民国固有の領土です。

独島をめぐる領有権紛争は存在せず、独島は外交交渉及び司法的解決の対象になり得ません。

大韓民国政府は、独島に対し確固たる領土主権を行使しています。

紛争を国際司法裁判所に付託しようとする日本政府の提案は、司法的な仮装による虚偽の主張をするもう一つの企図に過ぎない。独島は日本の侵略の犠牲となった最初の韓国の領土である。（1954.10.28韓国政府口上書）

竹島問題を、韓国では過去の歴史の解釈を根拠とした歴史問題と捉え、日本では領土問題としています。

竹島は過去に韓国の領土であった事実はなく、日本が韓国から奪った島ではないことは明らかです。

島根県竹島問題研究会では、テーマ別にまとめたブックレットを発行しています。

- ①安龍福の供述と竹島問題（下條正男氏著）
- ②韓国の竹島教育の現状とその問題点（下條正男氏著）
- ③竹島問題と国際法（関西大学法学部 教授 中野徹也氏著）
- ④日韓の中学生が竹島（独島）問題で考えるべきこと（再掲）

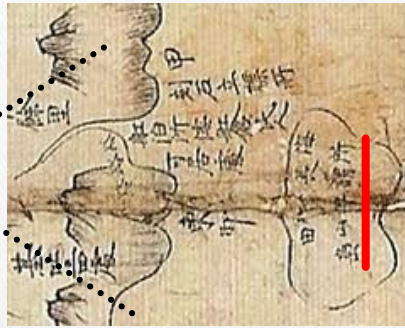
知っておくべき竹島問題の真実シリーズ



文献批判の重要性

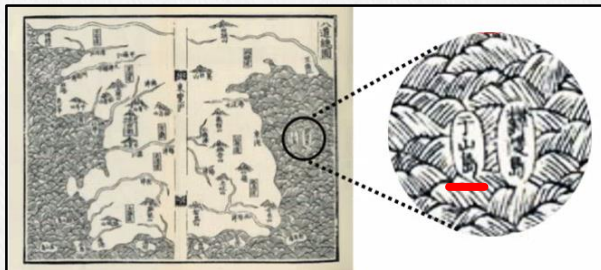
韓国が竹島の領有権を主張する論拠は、根拠としている古地図や文献の解釈を、他の文献を使って検証（文献批判）すれば、成り立たないことは明らかです。

例えば、文献や古地図にある「于山島」が同じ島を指しているか、作図された経緯や歴史的背景を確認する必要があります。



以降の地図に踏襲されて、竹嶼が于山島として描かれるようになります。

鬱陵島図形（1711年）※現在の竹嶼に「所謂于山島」と表示されている



『新增東国輿地勝覧』「八道総図」（1530年）
※于山島は鬱陵島の西側に描かれている



『東国大地図』（1700年代中頃）
※于山島は鬱陵島の東にある小島（竹嶼）とされる

1711年の『鬱陵島図形』（朴錫昌）を境に、于山島は別の島として描かれています。

鬱陵島図形より前の地図 ⇒ 実在しない島として後世の地図では削除される

鬱陵島図形より後の地図 ⇒ 現在の竹嶼

～李承晩ラインの背景とその問題点～

竹島問題の発端となった韓国による李承晩ライン設定から70年が経過しました。李承晩ラインについて以下の視点から整理した資料を併せて展示します。

- ①韓国が李承晩ラインを正当化する時に取り上げるマッカーサーラインとは何か。
- ②韓国は李承晩ラインをどのようにして画定していったのか。
- ③韓国の李承晩ライン宣言は国際社会からどのように批判されたのか。
- ④韓国による拿捕抑留による日本や日本人の被害はどのようなものだったのか。
- ⑤韓国が李承晩ライン内に取り込んだ竹島はどのようにして不法占拠されたのか。



第11回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクール

- 主催：島根県、島根県教育委員会、竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県竹島・北方領土問題教育者会議
- 趣旨：島根県の中学生が、竹島や北方四島の歴史と現実に関心を持ち、そこに存在する領土問題を正しく理解し、竹島・北方領土問題を解決しようとする意欲を高めることを目的とする。
- テーマ：竹島または北方四島に関わる内容
- 応募状況：県内16中学校より885点



受賞者表彰式後の記念撮影

竹島資料室で、最優秀賞の島根県知事賞をはじめ受賞作品8点を展示中

竹島関連年表（近年の主な出来事）

年	月	事項
2016(H28)	5	隠岐の島町が「竹島資料収集施設 久見竹島歴史館」を開設
2017(H29)	3	文科省が小・中学校の新学習指導要領を告示、竹島を「我が国固有の領土」と明記
2017(H29)	4	外務省が「領土・主権・歴史調査研究支援事業」補助金採択（日本国際問題研究所）
2018(H30)	1	内閣官房が「領土・主権展示館」を開設（東京・日比谷）
2018(H30)	3	文科省が高校の新学習指導要領を告示、竹島を「我が国固有の領土」と明記
2019(R1)	7	領土・主権をめぐる内外発信に関する有識者懇談会が領土大臣に提言を提出
2020(R2)	1	内閣官房が領土・主権展示館を拡張移転（東京・虎ノ門）
2020(R2)	11	内閣官房が領土・主権展示館の地方巡回展を開催（初年度は広島市・松江市）
2021(R3)	10	島根県が第5期竹島問題研究会を設置（県内外の研究者14名で構成）

島根県総務部総務課

〒690-8501 松江市殿町1番地
電話：0852-22-6122 FAX：0852-22-5033
E-mail:soumu@pref.shimane.lg.jp

島根県総務部総務課竹島資料室

〒690-8501 松江市殿町1番地
電話：0852-22-5669 FAX：0852-22-6239
E-mail:takeshima-shiryo@pref.shimane.lg.jp